

東灘区子ども会連合会活性化事業 助成金交付要綱

(平成 24 年 5 月 1 日 東灘区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、東灘区子ども会連合会（以下「区子連」という。）の活動の促進・発展をはかり、児童の健全な育成に資するために実施する事業（以下「事業」という。）に関する経費の一部を助成するために必要な事項を定めることを目的とする。当該助成金等の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象経費)

第 2 条 助成事業等の対象となる経費は、区子連が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、会員・指導者・育成者の加入増進のための活動及び PR 事業、会員の健全育成及び指導者・育成者の育成強化を図る活動等区子連の活性化を目的として実施される活動とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ホームページの開設
- (2) 広報紙等の発行
- (3) 会員、指導者及び育成者の研修会
- (4) その他子ども会活動の活性化につながる活動で、東灘区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める活動

(対象外経費)

第 3 条 助成対象となる経費は、前条に規定する活動に要する経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 活動に関する助成対象年度外の経費
- (2) 飲食費、懇親会費、慶弔費、レセプション費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか区長が対象と認めない経費

(助成金等の額)

第 4 条 助成金等の額は、予算の範囲内で、金 200,000 円を上限とする。

(交付申請)

第 5 条 区子連は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき助成金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を指定する期日までに、区長に提出しなければならない。

- (1) 助成金等交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(交付の決定)

第 6 条 区長は、補助金規則第 6 条による助成金等の交付決定を行うときは、助成金等交

付決定通知書（様式第2号）により、区子連に通知するものとする。

2 区長は、補助金規則第6条第3項による助成金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、助成金等不交付決定通知書（様式第3号）により区子連に通知するものとする。

3 区長は、交付決定をする場合において、当該助成金等の交付の目的を達成する必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（助成事業等の変更等）

第7条 区子連は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、助成金等交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、助成事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を助成金等交付決定変更通知書（様式第6号）又は助成事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、区子連に通知するものとする。

（助成金等の請求）

第8条 区子連は、助成金等の交付を受けようとするときは、助成金等請求書（様式第8号）を速やかに区長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金等を区子連に支払うものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 区子連は、補助金規則第15条に基づき助成事業等の実績報告をしようとするときは、当該助成事業等の完了後、次に掲げる書類を速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 事業完了報告書（様式第9号）

(2) 収支決算書

(3) 領収書の写しその他の収支決算書に記載した助成対象経費に係る支出の内容が確認できる資料

（精算）

第10条 区子連は、前条の実績報告により、助成金等に余剰が発生した場合は、速やかに区長に余剰金を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助金規則第19条による助成金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を助成金等交付決定取消通知書（様式第10号）により区子連に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により助成金等の交付を取消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期限を定めて助成金等を返還させるものとする。

（施行細目の委任）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日に施行する。

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日に施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に施行する。